

総合評価

求める技術の上限明示検討

オーバースペック、過度な費用負担防止

関東
整備局 自由な提案との両立課題

関東地方整備局は総合評価方式で求める技術提案の上限を、入札説明書などにどのように明示するかを検討している。本年度の運用ではオーバースペック、あるいは過度な費用負担を伴った提案を評価しない方針を既に表明。個別の総合評価適用案件を審議する「総合評価審査小委員会」で具体的な明示方法の議論を進めているが、企業の自由な技術提案を妨げないことと両立させるのがポイントだ。

昨年度開催された総合評価審査小委員会の委員からは「過度に負担のかかる品質向上を求めるべきではない」との意見が相次いだ。

このため、関東整備局は本年度に総合評価を運用する際、過度に費用負担の生じる提案は評価しないことや、より優位な評価をしないことを意思決定。評価および提案数の上限を明示する必要があると判断、検討を進めてきている。

直轄工事で低価格入札

の基準額直近での応札が増えている中、落札するには提示価格に見合った技術提案をどの程度にすればいいかが非常に難しいとの見方が業界内にある。価格を引き下げることに加え、オーバースペックあるいは過度な費用負担が生じる提案をせざるを得ないケースが見受けられるように、検討中の明示方法によってどの程度できるかが見えてくる。

関東整備局は、近く策定する「総合評価の適用

ガイドライン」の中で示すが、当面は個別工事で試行錯誤となりそう

昨年度の運用では、道路部所管工事がチームごとに5または10の提案数（項目数）を設定。超え

た場合は評価を「可」とした。河川部所管工事はチームごとの項目数を最大10とし、11項目以上の提案は評価していない。